

【注意事項】

- 申請者1人につき1枚申請書を記載してください。
 - 15歳未満の方や法定代理人がいる方は、親権者や法定代理人の方が申請してください。
なお、15歳以上の未成年の方は、本人が申請することも可能です。
 - 申請書の偽造や、なりすまし等により不正に個人番号カードを取得した場合は、法律の規定により罰せられます。
 - 記入漏れがある場合、申請を受け付けることはできませんので、「居所情報登録を行う者に係る情報」については全項目を記入し、「住所地において個人番号カード等の送付を受けることができない理由」については該当項目に必ず回答してください。
 - 申請に不備がある場合などの理由により、申請を受け付けることができない場合は、本市から連絡があります。
 - 申請書の提出の際には、次の書類を必ず添付してください。
 - ・居所情報登録を行う者の本人確認書類（マイナンバーカード券面表の写し等）
 - ・居所情報登録を行う者が居所に居住していることを証する書類（入所証明書・入所契約書等）
- (代理人が申請する場合は、さらに次の書類を合わせて添付してください。)
- ・代理人の代理権を証明する書類
 - ・代理人の本人確認書類

<添付書類の具体例>

1. 居所情報登録を行う者の本人確認書類

A 運転免許証、運転経歴証（H24以降発行のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等のうち1点。

※最新の住所等が裏書きされている場合には、裏面のコピーも提出してください。

B Aをお持ちでない方は、資格確認書、年金手帳、社員証、学生証、在学証明書、預金通帳、医療受給者証等、市区町村が適当と認める書類のうち2点。
(氏名と生年月日又は住所が記載されているものに限ります。)

2. 居所に居住していることを証する書類

賃貸借契約書、権利書、医療機関・施設等が発行する入院・入所を証明する書類（入所契約書等）、公共料金の領収書、その他居所に居住していることを確認するために市町村長が適当と認める書類など

本人と法定代理人が同一の住居に居住しているときには、法定代理人が居所に居住していることを証する書類をもって、本人が居所に居住していることを証する書類としても可。

(代理人の代理権を証明する書類)

A 代理人が法定代理人である場合

戸籍謄本その他その資格を証明する書類

(親権者：戸籍謄本 成年後見人：登記事項証明書 (3ヶ月以内のもの))

B 代理人が法定代理人以外の場合

委任状など本人の委任の事実を確認するに足る書類。

(代理人の本人確認書類)

申請者の本人確認書類と同じ。

- 申請書を郵送する場合の提出先は、以下のとおりです。
封筒の表面に「**居所情報登録申請書 在中**」と朱書きしてください。

(送付先の記載例)

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号
会津若松市役所 市民課 マイナンバー担当宛

「**居所情報登録申請書 在中**」

- 提出された書類はいかなる場合であっても返戻しません。(居所情報の登録終了後、本市において適切に破棄します)
- 居所情報の登録申請後、状況が変わり居所に個人番号カード関連通知等を送付する必要がなくなった場合は、申請者(代理人を含む)の方が、会津若松市役所市民課マイナンバーカード担当までにお申し出ください。

【留意事項】

- 生活の本拠が住所地にある方は、住民票のある市区町村から住所地のある市区町村への転出入手続をご検討ください。